

第2 給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）

1 提出する必要がある方

令和6年中に俸給、給料、賃金、歳費、賞与その他これらの性質を有する給与（以下「給与等」といいます。）を支払った方です。

【給与所得の源泉徴収票の提出範囲】

受給者の区分		提出範囲
年末調整をしたもの	(1) 法人（人格のない社団等を含みます。）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等である方）及び現に役員をしていなくても令和6年中に役員であった方	令和6年中の給与等の支払金額が 150万円 を超えるもの
	(2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、海事代理士、建築士等（所得税法第204条第1項第2号に規定する方） ※ これらの方に給与等として支払っている場合の提出範囲であり、これらの方に報酬等として支払う場合には、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出対象となります。	令和6年中の給与等の支払金額が 250万円 を超えるもの
	(3) 上記(1)及び(2)以外の方	令和6年中の給与等の支払金額が 500万円 を超えるもの
年末調整をしなかったもの	(4) 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出した方	イ 令和6年中に退職した方、災害により被害を受けたため、令和6年中の給与所得に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予又は還付を受けた方 令和6年中の給与等の支払金額が 250万円 を超えるもの ただし、法人の役員の場合には 50万円 を超えるもの
	ロ 主たる給与等の金額が2,000万円を超えるため、年末調整をしなかった方	全部
	(5) 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出しなかった方（月額表又は日額表の乙欄若しくは丙欄適用者等）	令和6年中の給与等の支払金額が 50万円 を超えるもの

（注）受給者に交付する「給与所得の源泉徴収票」及び市区町村に提出する「給与支払報告書」については、10ページの

4 その他の注意事項 (1)から(3)までを参照してください。

2 各欄の記載要領

記載欄名	記載すべき事項
① 支払を受ける者	【住所又は居所】欄 受給者の令和7年1月1日（中途退職者は、退職時）現在の住所又は居所を確認して記載してください。 なお、同居又はアパートなどに住んでいる方については、「〇〇方」、「××荘△号」等と付記してください。 （注）租税条約に基づいて源泉所得税及び復興特別所得税の免除を受けている方については、「租税条約に関する届出書」に記載された外国の住所を記載してください。 【個人番号】欄 受給者のマイナンバーを記載してください。 （注）受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバーは記載しません。 【氏名】欄 必ずフリガナをふり、受給者が法人の役員である場合には、その役職名（例えば、社長、専務、常務、取締役工場長等）を、役員でない場合にはその職務の名称（経理課長、営業係等）を併記してください。 （注）電子計算機等で事務処理をしている事務所、事業所等において受給者番号を必要とする場合には、「受給者番号」欄を使用してください。
② 種別	俸給、給料、歳費、賞与、財形給付金、財形基金給付金などのように給与等の種別を記載してください。

令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票

① 支払を受ける者

② 種別

③ 支払金額

④ 給与所得控除後の金額

⑤ 所得控除の額の合計額

⑥ 源泉徴収税額

⑦ 源泉徴収税額

⑧ 源泉徴収税額

⑨ 源泉徴収税額

⑩ 源泉徴収税額

⑪ 源泉徴収税額

⑫ 源泉徴収税額

⑬ 源泉徴収税額

⑭ 源泉徴収税額

⑮ 源泉徴収税額

⑯ 源泉徴収税額

⑰ 源泉徴収税額

⑱ 源泉徴収税額

⑲ 源泉徴収税額

⑳ 源泉徴収税額

㉑ 源泉徴収税額

㉒ 源泉徴収税額

㉓ 源泉徴収税額

㉔ 源泉徴収税額

㉕ 源泉徴収税額

㉖ 源泉徴収税額

㉗ 源泉徴収税額

㉘ 源泉徴収税額

㉙ 源泉徴収税額

㉚ 源泉徴収税額

㉛ 源泉徴収税額

㉜ 源泉徴収税額

㉝ 源泉徴収税額

㉞ 源泉徴収税額

㉟ 源泉徴収税額

㊱ 源泉徴収税額

㊲ 源泉徴収税額

㊳ 源泉徴収税額

㊴ 源泉徴収税額

㊵ 源泉徴収税額

㊶ 源泉徴収税額

㊷ 源泉徴収税額

㊸ 源泉徴収税額

㊹ 源泉徴収税額

㊺ 源泉徴収税額

㊻ 源泉徴収税額

㊼ 源泉徴収税額

㊽ 源泉徴収税額

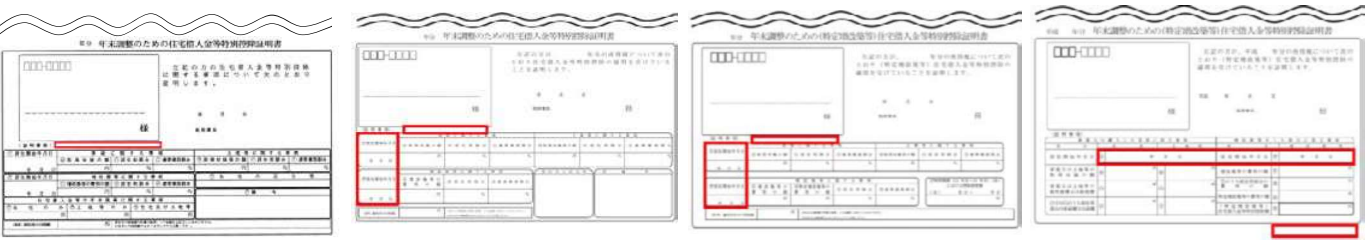
㊾ 源泉徴収税額

㊿ 源泉徴収税額

記載欄名	記載すべき事項
③ 支払金額	令和6年中に支払の確定した給与等（中途就職者について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、その給与等の金額を含みます。）の総額を記載してください。この場合、源泉徴収票の作成日現在で未払のものがあるときは、その未払額を内書きしてください。ただし、「賃金の支払の確保等に関する法律」第7条の規定に基づき未払給与等の弁済を受けた退職勤労者については、その弁済を受けた金額を含めずに記載してください。 （注）租税条約に基づいて源泉所得税及び復興特別所得税の免除を受ける方は、免除の対象となる支払金額も含めて記載してください。
④ 給与所得控除後の金額（調整控除後）	「令和6年分年末調整のしかた」の「令和6年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」によって求めた「給与所得控除後の給与等の金額」を記載してください。 なお、所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記載してください。
⑤ 所得控除の額の合計額	給与所得控除後の給与等の金額から控除した、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除及び基礎控除の額の合計額を記載してください。 （注）「配偶者控除」と「配偶者特別控除」は、重複して適用を受けることができません。
⑥ 源泉徴収税額	【年末調整をした給与等の場合】 年末調整をした後の源泉所得税及び復興特別所得税の合計額を記載してください。 【年末調整をしない給与等の場合】 令和6年中に源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額を記載してください。ただし、災害により被害を受けたため給与等に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予を受けた税額は含めません。

記 載 欄 名	記 載 す べ き 事 項
⑥ 源泉徴収税額 (つづき)	(注)1 源泉徴収票の作成日現在で未払の給与等があるため源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税を徴収していないときは、その未徴収税額を内書きしてください。 2 年末調整をしない給与等であっても、月次減税を実施した場合には、月次減税額を差し引いた、実際に源泉徴収した税額を記載してください。
⑦ (源泉)控除対象 配偶者の有無等	【有】欄 主たる給与等において、年末調整を行っている場合で、控除対象配偶者を有しているときは「○」を付してください。 年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象配偶者を有しているときに「○」を付してください。 【従有】欄 従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有している場合には「○」を付してください。 【老人】欄 控除対象配偶者(年末調整を行っていない場合は源泉控除対象配偶者)が老人控除対象配偶者である場合に「○」を付してください。 (注) 控除対象配偶者及び源泉控除対象配偶者については、10 ページの 3 用語の説明 (1)及び(3)を参照してください。
⑧ 配偶者(特別)控除の額 年末調整をした受給者のみ	「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて控除した配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を記載してください。 (注) 受給者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。 また、配偶者の合計所得金額が 48 万円以下の場合又は 133 万円を超える場合は、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。
⑨ 控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)	【特定】欄 特定扶養親族がいる場合には、次により記載してください。 「左の欄」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族の数を、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族の数を記載してください。 【老人】欄 老人扶養親族がいる場合には、次により記載してください。 「左の欄の点線の右側」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した老人扶養親族の数を、「点線の左側」には、そのうち受給者又は受給者の配偶者の直系尊属で同居している者の数を記載し、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した老人扶養親族の数を記載してください。 【その他】欄 特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族がいる場合には、次により記載してください。 「左の欄」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を記載してください。
⑩ 16歳未満扶養親族の数	扶養親族のうち、16歳未満の扶養親族の人数を記載してください。 (注)1 16歳未満の扶養親族とは、平成21年1月2日以後に生まれた方をいいます。 2 扶養親族のうち、16歳未満の扶養親族については、扶養控除の適用はありません。
⑪ 障害者の数 (本人を除く。)	【特別】欄 「点線の右側」には、同一生計配偶者や扶養親族が特別障害者である場合のその人数を、「点線の左側」には、そのうち同居を常としている方の人数を記載してください。 (注) 同一生計配偶者については、10 ページの 3 用語の説明 (2)を参照してください。 【その他】欄 特別障害者以外の障害者の人数を記載してください。
⑫ 非居住者で ある親族の数	源泉控除対象配偶者、控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び扶養控除の対象となる扶養親族のうちに非居住者がいる場合並びに 16 歳未満の扶養親族のうちに国内に住所を有しない方がいる場合には、その人数を記載してください。
⑬ 社会保険料等の金額	給与等を支払う際にその給与等から控除した社会保険料の金額、「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額の合計額を記載してください。 (注)1 中途就職者について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、その給与等から控除した社会保険料等の金額を含みます。 2 小規模企業共済等掛金(※)の額については、これを内書きしてください。 ※ 小規模企業共済等掛金には、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金並びに地方公共団体が条例の規定により実施するいわゆる心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金を含みます。

記 載 欄 名	記 載 す べ き 事 項																								
⑭ 生命保険料の控除額 地震保険料の控除額 年末調整をした受給者のみ	「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した金額をそれぞれ記載してください。																								
⑮ 住宅借入金等特別控除の額 年末調整をした受給者のみ	年末調整の際に「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」に基づいて計算した住宅借入金等特別控除の額を記載してください。 （注）「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」により計算した（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超える場合には、算出所得税額を限度に記載します（14 ページの 記載例 3 を参照してください。）。																								
⑯ 生命保険料の金額の内訳 国民年金保険料等の金額 旧長期損害保険料の金額 年末調整をした受給者のみ	【新生命保険料の金額】【旧生命保険料の金額】欄 令和6年中に支払った一般の生命保険料のうち、平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した契約に基づいて支払った金額を「新生命保険料の金額」欄に、平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した契約に基づいて支払った金額を「旧生命保険料の金額」欄に記載してください。 【介護医療保険料の金額】欄 令和6年中に支払った介護医療保険料の金額を記載してください。 【新個人年金保険料の金額】【旧個人年金保険料の金額】欄 令和6年中に支払った個人年金保険料のうち、平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した契約に基づいて支払った金額を「新個人年金保険料の金額」欄に、平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した契約に基づいて支払った金額を「旧個人年金保険料の金額」欄に記載してください。 【国民年金保険料等の金額】欄 社会保険料控除の適用を受けた国民年金保険料等（※）の金額を記載してください。 ※ 「国民年金保険料等」とは、国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入員として負担する掛金をいいます。 【旧長期損害保険料の金額】欄 地震保険料の控除額のうちに平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等に係る控除額が含まれている場合には、令和6年中に支払った当該長期損害保険料の金額を記載してください。																								
⑰ 住宅借入金等特別控除の額の内訳 年末調整をした受給者のみ	【住宅借入金等特別控除適用数】欄 年末調整の際に（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用がある場合には、当該控除の適用数を記載してください。 【住宅借入金等特別控除可能額】欄 （特定増改築等）住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除額がある場合には、「住宅借入金等特別控除可能額」を記載してください（14 ページの 記載例 3 を参照してください。）。 【居住開始年月日（1回目、2回目）】欄 居住開始年月日は、和暦で年、月、日を分けて記載してください。 【住宅借入金等特別控除区分（1回目、2回目）】欄 適用を受けている（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の区分を次のように記載してください。 <table><tr><th>区分</th><th>控除申告書・証明書の表示</th><th>記載方法</th></tr><tr><td>一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）</td><td>（元号●年中居住者用）</td><td>住</td></tr><tr><td>一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）で住宅が特例居住用家屋に該当するとき</td><td>（元号●年中居住者・特例居住用家屋用）</td><td>住（特家）</td></tr><tr><td>認定住宅（等）の新築（取得）等に係る住宅借入金等特別控除の場合</td><td>（元号●年中居住者・認定住宅（等）用）</td><td>認</td></tr><tr><td>認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合で住宅が特例認定住宅等に該当するとき</td><td>（元号●年中居住者・認定住宅等（特例認定住宅等）用）</td><td>認（特家）</td></tr><tr><td>特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合</td><td>（元号●年中居住者・特定増改築等住宅借入金等特別控除用）</td><td>増</td></tr><tr><td>東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定（以下「震災再取得等」といいます。）の適用を選択した場合</td><td>（元号●年中居住者・震災再取得等用）</td><td>震</td></tr><tr><td>震災再取得等の適用を選択した場合で住宅が特例居住用家屋に該当するとき</td><td>（元号●年中居住者・震災再取得等（特例居住用家屋）用）</td><td>震（特家）</td></tr></table>	区分	控除申告書・証明書の表示	記載方法	一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）	（元号●年中居住者用）	住	一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	（元号●年中居住者・特例居住用家屋用）	住（特家）	認定住宅（等）の新築（取得）等に係る住宅借入金等特別控除の場合	（元号●年中居住者・認定住宅（等）用）	認	認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合で住宅が特例認定住宅等に該当するとき	（元号●年中居住者・認定住宅等（特例認定住宅等）用）	認（特家）	特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合	（元号●年中居住者・特定増改築等住宅借入金等特別控除用）	増	東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定（以下「震災再取得等」といいます。）の適用を選択した場合	（元号●年中居住者・震災再取得等用）	震	震災再取得等の適用を選択した場合で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	（元号●年中居住者・震災再取得等（特例居住用家屋）用）	震（特家）
区分	控除申告書・証明書の表示	記載方法																							
一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）	（元号●年中居住者用）	住																							
一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	（元号●年中居住者・特例居住用家屋用）	住（特家）																							
認定住宅（等）の新築（取得）等に係る住宅借入金等特別控除の場合	（元号●年中居住者・認定住宅（等）用）	認																							
認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合で住宅が特例認定住宅等に該当するとき	（元号●年中居住者・認定住宅等（特例認定住宅等）用）	認（特家）																							
特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合	（元号●年中居住者・特定増改築等住宅借入金等特別控除用）	増																							
東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定（以下「震災再取得等」といいます。）の適用を選択した場合	（元号●年中居住者・震災再取得等用）	震																							
震災再取得等の適用を選択した場合で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	（元号●年中居住者・震災再取得等（特例居住用家屋）用）	震（特家）																							

記 載 欄 名	記 載 す べ き 事 項
⑪ 住宅借入金等特別控除の額の内訳 (つづき) 年末調整をした受給者のみ	前頁の区分のほか、この控除に係る住宅の新築、取得又は増改築等が ・「特定取得」(特別特定取得以外)に該当する場合には「(特)」、 ・「特別特定取得」に該当する場合(「特例取得」及び「特別特例取得」を含みます。)には「(特特)」、 ・「特例特別特例取得」に該当する場合には「(特特特)」、 と併記してください(各区分に応じた控除証明書の表示については、14 ページの「記載例 3」を参照してください。) なお、居住開始が令和 5 年 1 月 1 日以後の場合は、「(特)」、「(特特)」及び「(特特特)」の区分の対象となりませんので併記は不要です。控除証明書への表示もありませんのでご注意ください。 ※(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の制度については、国税庁ホームページのタックスアンサー No.1210「マイホームの取得等と所得税の税額控除」をご確認ください。 (https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1210.htm)
控除申告書・証明書の区分表示箇所	
【居住開始が令和 5 年 1 月 1 日以後の場合】 【居住開始が令和 4 年 1 月 1 日以後の場合】 【居住開始が平成 31 年 1 月 1 日以後の場合】 【居住開始が平成 30 年 12 月 31 日以前の場合】  ※ 赤線枠内に適用を受けている(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の区分が表示されます。	
⑫ 基礎控除の額 年末調整をした受給者のみ	【住宅借入金等年末残高(1回目、2回目)】欄 年末調整の際に 2 以上の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用がある場合又は適用を受けている住宅の取得等が特定増改築等に該当する場合には、その住宅の取得等ごとに、「住宅借入金等年末残高」を記載してください。 なお、記載する金額は、給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書の住宅借入金等特別控除区分に応じた④「③×『居住用割合』」(居住開始が平成 30 年 12 月 31 日以前の場合は、⑤「居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高(④×③)」)欄に記載された金額を記載してください。 (注)適用数が 3 以上の場合には、3 回目以降の住宅の取得等については、「(摘要)」欄に「居住開始年月日」、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等年末残高」を記載してください。 ～市区町村からのお知らせ～ 年末調整の際、控除しきれない(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の金額がある場合には、「給与所得の源泉徴収票」の「住宅借入金等特別控除可能額」欄を記載する必要があります。 また、2 以上の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合又は適用を受けている住宅の取得等が特定増改築等に該当する場合には、その住宅の取得等ごとに、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等年末残高」を記載する必要があります。 さらに、震災特例法第 13 条の 2 第 1 項(住宅の再取得等による住宅借入金等特別控除)に係る控除の適用を受ける場合には、「住宅借入金等特別控除区分」を記載しなければなりません。詳しくは、最寄りの市区町村にお尋ねください。
⑬ 基礎控除の額 年末調整をした受給者のみ	基礎控除の額は、「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。ただし、基礎控除の額が 48 万円の場合には、転記する必要はありません。 (注)「給与所得者の基礎控除申告書」の「基礎控除の額」欄に記載がないなど、基礎控除の適用がない場合には「0」と記載します。
⑭ 所得金額調整控除額 年末調整をした受給者のみ	所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記載してください。
⑮ (源泉・特別)控除対象配偶者 控除対象扶養親族	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象配偶者)及び扶養控除の対象となる扶養親族の氏名及びマイナンバーを記載してください。 なお、控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象配偶者)が非居住者である場合には、区分の欄に「○」を付

記 載 欄 名	記 載 す べ き 事 項												
⑳ (源泉・特別) 控除対象配偶者 控除対象扶養親族 (つづき)	してください。 また、控除対象扶養親族については、区分の欄に次表の分類に応じて、次のように記載してください。 ●控除対象扶養親族の分類 <table border="1"> <thead> <tr> <th>控除対象扶養親族の分類</th><th>記載方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住者</td><td>00※1</td></tr> <tr> <td>非居住者(30歳未満又は70歳以上)</td><td>01</td></tr> <tr> <td>非居住者(30歳以上70歳未満、留学生※2)</td><td>02</td></tr> <tr> <td>非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)</td><td>03</td></tr> <tr> <td>非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金※3)</td><td>04</td></tr> </tbody> </table> ※1 源泉徴収票を書面で税務署へ提出する場合は、空欄としてください。 ※2 「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方をいいます。 ※3 「38万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている方をいいます。 ※4 30歳以上70歳未満の非居住者が上記02～04の複数に該当する場合は、いずれかひとつを記載してください。 (注) 1 受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバーは記載しません。 2 「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄及び「控除対象扶養親族」欄は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」の記載に応じ、<u>年の中途で退職した受給者に交付する源泉徴収票にも記載する必要がありますので、ご注意ください。</u>	控除対象扶養親族の分類	記載方法	居住者	00※1	非居住者(30歳未満又は70歳以上)	01	非居住者(30歳以上70歳未満、留学生※2)	02	非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)	03	非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金※3)	04
控除対象扶養親族の分類	記載方法												
居住者	00※1												
非居住者(30歳未満又は70歳以上)	01												
非居住者(30歳以上70歳未満、留学生※2)	02												
非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)	03												
非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金※3)	04												
㉑ 配偶者の合計所得	配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けた場合は、令和6年中の配偶者の合計所得金額を記載してください。 なお、年末調整を行っていない方で、源泉控除対象配偶者を有している方は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載された、源泉控除対象配偶者の「所得の見積額」を記載してください。												
㉒ 16歳未満の扶養親族	16歳未満の扶養親族の氏名及びフリガナを記載してください。 なお、16歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない方である場合には、区分の欄に「○」を付してください。 (注) 1 「16歳未満の扶養親族」欄は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の記載に応じ、<u>年の中途で退職した受給者に交付する源泉徴収票にも記載する必要がありますので、ご注意ください。</u> 2 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の「16歳未満の扶養親族」欄と「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」欄の双方に記載のある16歳未満の扶養親族については、受給者にその16歳未満の扶養親族の退職所得を含めた令和6年中の合計所得金額を確認し、合計所得金額が48万円を超える場合には、<u>源泉徴収票の「16歳未満の扶養親族」欄に記載しませんので、ご注意ください。</u> 3 市区町村に提出する給与支払報告書には、<u>16歳未満の扶養親族のマイナンバーも記載することとなっていますので、ご注意ください。</u>												
㉓ (備考)	控除対象扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族のマイナンバーを記載してください。この場合、マイナンバーの前には「(摘要)」欄において氏名の前に記載した括弧書きの数字を付し、「(摘要)」欄に記載した氏名との対応関係が分かるようにしてください。 (注) 1 受給者に交付する源泉徴収票にはマイナンバーは記載しません。 2 市区町村に提出する給与支払報告書には、<u>16歳未満の扶養親族のマイナンバーも記載することとなっていますので、ご注意ください。</u> 3 市区町村に提出する給与支払報告書には、<u>退職手当等の支払を受ける一定の配偶者又は扶養親族のマイナンバーも記載することとなっています。</u>詳しくは、最寄りの市区町村にお尋ねください。												
㉔ 未成年者から勤労学生までの各欄	各欄について、その受給者について該当する事項がある場合に○を付してください。 (注) ここでいう未成年者とは、平成19年1月3日以後に生まれた方をいいます。												
㉕ 中途就・退職	年の中途で就職や退職(死亡退職を含みます。)した方については「中途就・退職」の該当欄に「○」を付し、その年月日を記載してください。												
㉖ 元号	受給者の生年月日の元号を漢字(「明治」、「大正」、「昭和」、「平成」又は「令和」)で記載してください。												

記 載 欄 名	記 載 す べ き 事 項																		
⑳ 支払者	給与等の支払者の住所（居所）又は所在地、氏名又は名称、電話番号及びマイナンバー又は法人番号を記載してください（マイナンバーを記載する場合は、左端を空白にし、右詰で記載してください。）。 (注) 受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバー及び法人番号は記載しません。																		
㉑ (摘要)	(1) 【年末調整をした給与等の場合】 令和6年分所得税の定額減税に関する事項を次のように記載してください。 <table><tr><th>内 容</th><th>記載方法</th></tr><tr><td>実際に控除した年調減税額</td><td>源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円</td></tr><tr><td>年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額</td><td>控除外額 ×××円 (注) 控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」</td></tr><tr><td>合計所得金額が1,000万円超の方で、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合</td><td>非控除対象配偶者減税有 (注) 同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合「減税有」の追記で差し支えありません。</td></tr></table> (注) 「(摘要)」欄の記載に当たっては、定額減税に関する事項を最初に記載するなど、書ききれないことがないようにしてください。 【年末調整をしない給与等の場合】 令和6年分所得税の定額減税に関する事項の記載は不要です。 (注) 令和6年6月1日以後に受給者が退職し、年末調整をしなかった場合には、再就職先での年末調整又は確定申告で最終的な定額減税の精算を行います。 (2) 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載します。この場合、氏名の前には括弧書きの数字を付し、「(備考)」欄に記載するマイナンバーとの対応関係が分かるようにしてください。 また、この欄に記載される控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が次に該当する場合には、それぞれ次の内容を記載してください。 イ 16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に「(年少)」と記載してください。 ロ 控除対象扶養親族が非居住者である場合は、氏名の後に「(01)」のように、8ページの㉒(源泉・特別)控除対象配偶者控除対象扶養親族の「●控除対象扶養親族の分類」の表の記載に対応する数字を記載してください。 また、16歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない方である場合には、氏名の後に「(非居住者)」と記載してください。 (注) 控除対象扶養親族のマイナンバーについては、「(摘要)」欄に記載せず、「(備考)」欄に記載してください(㉒(備考)及び15ページの 記載例4 を参照してください。) (3) 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除きます。)を有する方で、その同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください(例「氏名(同配)」)。 (4) 所得金額調整控除の適用がある場合は、該当する要件に応じて、次のように記載してください。 <table><tr><th>要 件</th><th>記載方法</th></tr><tr><td>本人が特別障害者</td><td>記載不要(※)</td></tr><tr><td>同一生計配偶者が特別障害者</td><td>同一生計配偶者の氏名(同配) 例) 国税 花子(同配)</td></tr><tr><td>扶養親族が特別障害者</td><td>扶養親族の氏名(調整) 例) 国税 一郎(調整)</td></tr><tr><td>扶養親族が年齢23歳未満</td><td></td></tr></table> ※ ㉒「本人が障害者」の「特別」欄に「○」を付してください。 ただし、上記「同一生計配偶者」又は「扶養親族」の氏名が「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄又は「16歳未満の扶養親族」欄に記載されている場合は、記載を省略できます。 (5) 年末調整の際に3以上の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用がある場合には、3回目以降の住宅の取得等について、その住宅の取得等ごとに、「居住開始年月日」、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等年末残高」を記載してください。 (6) 年の中で就職した方について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、(イ)他の支払者の住所(居所)又は所在地、氏名又	内 容	記載方法	実際に控除した年調減税額	源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円	年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額	控除外額 ×××円 (注) 控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」	合計所得金額が1,000万円超の方で、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合	非控除対象配偶者減税有 (注) 同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合「減税有」の追記で差し支えありません。	要 件	記載方法	本人が特別障害者	記載不要(※)	同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名(同配) 例) 国税 花子(同配)	扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名(調整) 例) 国税 一郎(調整)	扶養親族が年齢23歳未満	
内 容	記載方法																		
実際に控除した年調減税額	源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円																		
年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額	控除外額 ×××円 (注) 控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」																		
合計所得金額が1,000万円超の方で、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合	非控除対象配偶者減税有 (注) 同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合「減税有」の追記で差し支えありません。																		
要 件	記載方法																		
本人が特別障害者	記載不要(※)																		
同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名(同配) 例) 国税 花子(同配)																		
扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名(調整) 例) 国税 一郎(調整)																		
扶養親族が年齢23歳未満																			

記 載 欄 名	記 載 す べ き 事 項
②⑧ (摘要) (つづき)	は名称、(ロ) 他の支払者のもとを退職した年月日、(ハ) 他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した所得税及び復興特別所得税の合計額、給与等から控除した社会保険料の金額を記載してください。 (7) 「賃金の支払の確保等に関する法律」第7条の規定に基づき未払給与等の弁済を受けた退職勤労者については、同条の規定により弁済を受けた旨及びその弁済を受けた金額を記載してください。 (8) 災害により被害を受けたため給与等に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予を受けた場合には、8ページの②④「災害者」欄に「○」を付すとともに、徴収猶予税額を記載してください。 (9) 租税条約に基づいて源泉所得税及び復興特別所得税の免除を受ける方については、免税対象額及び該当条項「〇〇条約〇〇条該当」を赤書きしてください。 ～市区町村からのお知らせ～ 退職手当等の支払を受ける一定の配偶者又は扶養親族がいる場合、「給与支払報告書」の摘要欄に氏名等を記載してください。詳しくは、最寄りの市区町村にお尋ねください。

給
与

3 用語の説明

- (1) 源泉控除対象配偶者とは、受給者（合計所得金額が 900 万円以下である方に限ります。）と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 95 万円以下である方をいいます。
- (2) 同一生計配偶者とは、受給者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 48 万円以下である方をいいます。
- (3) 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が 1,000 万円以下である受給者の配偶者をいいます。

4 その他の注意事項

- (1) 「給与所得の源泉徴収票」と「給与支払報告書」の作成枚数
 税務署へ提出を要する受給者分については、「給与所得の源泉徴収票」を税務署提出用と受給者交付用として各 1 枚、「給与支払報告書」を市区町村提出用として 1 枚の計 3 枚、税務署へ提出を要しない受給者分については、「給与所得の源泉徴収票」を受給者交付用として 1 枚、「給与支払報告書」を市区町村提出用として 1 枚の計 2 枚を作成してください。
- (2) 「給与支払報告書」は、「給与所得の源泉徴収票」と異なり、令和 7 年 1 月 1 日現在において給与等の支給を受けている全ての受給者のものを市区町村（原則として受給者の令和 7 年 1 月 1 日現在の住所地の市区町村）に提出してください。
 なお、年の途中で退職した方については、令和 7 年 1 月 31 日までに、退職時の住所地の市区町村に給与支払報告書を提出してください（退職した方に対する給与等の支払金額が 30 万円以下の場合は、提出を省略することができます。）。
- (3) 「給与所得の源泉徴収票」は、3ページの **1 提出する必要がある方**【給与所得の源泉徴収票の提出範囲】に掲げる提出範囲にかかわらず、**全ての受給者について作成の上、令和 7 年 1 月 31 日まで**（年の途中で退職した方の場合、退職の日以後 1 か月以内）に受給者に交付しなければなりません。
 なお、「全ての受給者」には、国内に住所又は 1 年以上居所を有する居住者である外国人従業員も含まれますので、その外国人従業員にも必ず「給与所得の源泉徴収票」を交付してください。
 （注）1 非居住者の方に給与等を支払った方は、「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書」を提出してください。詳しくは、37 ページの **非居住者又は外国法人に対して給与・報酬等の支払をする場合の支払調書の提出について** を参照してください。
 2 「給与所得の源泉徴収票」については、令和 6 年中に退職した受給者分を取りまとめて令和 7 年 1 月 31 日までに提出しても差し支えありません。
 3 「給与所得の源泉徴収票」は、書面による交付のほか、電磁的方法による提供（電子交付）をすることができます。詳しくは、35 ページの **給与所得の源泉徴収票等の電磁的方法による提供について** を参照してください。

- ① 国税太郎は、〇〇産業株式会社のみから給与の支払を受けており、年末調整を行っています。
- ② 国税太郎は、給与等の収入金額が850万円を超えており、かつ年齢23歳未満の扶養親族である国税一郎及び国税次郎を有しているため、所得金額調整控除の適用があります。
- ③ 年末調整の際に、社会保険料控除の適用を受けた国民年金保険料の金額があります。
- ④ 令和6年中に支払った生命保険料控除の対象となる生命保険料の金額があります。
- ⑤ 定額減税額 「同一生計配偶者」・・・国税昌子、「扶養親族」・・・国税一郎、国税次郎
30,000円（本人分）＋30,000円×3名（同一生計配偶者と扶養親族分）＝120,000円



この「給与所得の源泉徴収票」の記載に当たっては、「令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿」の「年末調整」欄、「令和6年分給与所得者の保険料控除申告書」の「生命保険料控除」欄等を基にして必要な事項を記載してください。

【令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿】

[illegible]

(f) 社会保険料控除額 (⑫+⑬+⑭)
1,356,867 円+176,460 円+0 円
≒1,533,327 円

○ (m)欄の記載について

次ページの「給与所得の源泉徴収票」の(m)欄「住宅借入金等特別控除の額」には㊸欄の金額を記載してください。ただし、㊸欄<㊹欄((特定増改築等)住宅借入金等特別控除額が算出所得税額よりも多い))の場合、(m)欄には算出所得税額を限度に記載してください。

また、この場合には（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額（㊸欄）を源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額の内訳」欄の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に記載してください。

【令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿】

[illegible]

②④-2 90,000 円 ②④-3 30,300 円 ②④-4 0 円

- ① 国税正は、令和6年4月1日に〇〇産業株式会社に就職する前に株式会社××商事に勤めていたため、××商事からの給与等を通算して年末調整を行っています。
- ② 株式会社××商事が退職時に発行した源泉徴収票に基づき次の金額を含めて年末調整をしています。
- | | |
|----------|-------------|
| 支払金額 | 1,086,000 円 |
| 源泉徴収税額 | 16,470 円 |
| 社会保険料控除額 | 155,538 円 |
- ③ 定額減税額
- 30,000 円（本人分）＋30,000 円×2名
（同一生計配偶者と扶養親族の分）＝90,000 円

(c) 社会保険料控除額 (⑫+⑬+⑭)
836,110 円+0 円+0 円=836,110 円

この「給与所得の源泉徴収票」の記載に当たっては、「令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿」の「年末調整」欄を基にして必要な事項を記載してください。

源泉徴収簿の(a)～(e)欄の金額を、源泉徴収票の同記号の欄に記載してください。

【令和6年分給与所得の源泉徴収票】

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

[illegible]

- 「(摘要)」欄の記載について
- ・ 実際に控除した年調減税額
 - ・ 年調所得税額から控除しきれなかった金額
 - ・ 他の支払者の所在地、名称等
 - ・ 他の支払者のもとを退職した年月日
 - ・ 他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した所得税及び復興特別所得税の合計額、給与等から控除した社会保険料の金額
- ※定額減税に関する事項を「(摘要)」欄の最初に記載します。

年末調整において2以上(※)の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合

この記載例は、年末調整において2つの（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けており、当該控除額が算出所得税額を超えている受給者の例です。

令和6年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書

新築又は購入に係る借入金等の計算		増改築等に係る借入金等の計算	
項目	借入金等の年率減価	項目	借入金等の年率減価
① 新築又は購入に係る借入金等の年率減価	① 住宅のみ	② 住宅及び土地等	③ 増改築等に係る借入金等の年率減価
② 住宅等の取得対価の額	(1) (イ) 円	(2) (イ) 円	(3) (イ) 円
③ 実際の取得対価又は取得の経緯等により所定割合の床面積又は面積の占める割合	(2) (イ) 円	(3) (イ) 円	(4) (イ) 円
④ 取得対価の額に係る借入金等の年率減価(注1)の少ない方	(3) (イ) 円	(4) (イ) 円	(5) (イ) 円
⑤ 居住部分の床面積又は土地等に係る借入金等の年率減価(注2)の少ない方	(4) (イ) 円	(5) (イ) 円	(6) (イ) 円
⑥ 増改築等の費用の額	(5) (イ) 円	(6) (イ) 円	(7) (イ) 円
⑦ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注3)の少ない方	(6) (イ) 円	(7) (イ) 円	(8) (イ) 円
⑧ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注4)の少ない方	(7) (イ) 円	(8) (イ) 円	(9) (イ) 円
⑨ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注5)の少ない方	(8) (イ) 円	(9) (イ) 円	(10) (イ) 円
⑩ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注6)の少ない方	(9) (イ) 円	(10) (イ) 円	(11) (イ) 円
⑪ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注7)の少ない方	(10) (イ) 円	(11) (イ) 円	(12) (イ) 円
⑫ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注8)の少ない方	(11) (イ) 円	(12) (イ) 円	(13) (イ) 円
⑬ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注9)の少ない方	(12) (イ) 円	(13) (イ) 円	(14) (イ) 円
⑭ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注10)の少ない方	(13) (イ) 円	(14) (イ) 円	(15) (イ) 円
⑮ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注11)の少ない方	(14) (イ) 円	(15) (イ) 円	(16) (イ) 円
⑯ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注12)の少ない方	(15) (イ) 円	(16) (イ) 円	(17) (イ) 円
⑰ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注13)の少ない方	(16) (イ) 円	(17) (イ) 円	(18) (イ) 円
⑱ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注14)の少ない方	(17) (イ) 円	(18) (イ) 円	(19) (イ) 円
⑲ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注15)の少ない方	(18) (イ) 円	(19) (イ) 円	(20) (イ) 円
⑳ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注16)の少ない方	(19) (イ) 円	(20) (イ) 円	(21) (イ) 円
㉑ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注17)の少ない方	(20) (イ) 円	(21) (イ) 円	(22) (イ) 円
㉒ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注18)の少ない方	(21) (イ) 円	(22) (イ) 円	(23) (イ) 円
㉓ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注19)の少ない方	(22) (イ) 円	(23) (イ) 円	(24) (イ) 円
㉔ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注20)の少ない方	(23) (イ) 円	(24) (イ) 円	(25) (イ) 円
㉕ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注21)の少ない方	(24) (イ) 円	(25) (イ) 円	(26) (イ) 円
㉖ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注22)の少ない方	(25) (イ) 円	(26) (イ) 円	(27) (イ) 円
㉗ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注23)の少ない方	(26) (イ) 円	(27) (イ) 円	(28) (イ) 円
㉘ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注24)の少ない方	(27) (イ) 円	(28) (イ) 円	(29) (イ) 円
㉙ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注25)の少ない方	(28) (イ) 円	(29) (イ) 円	(30) (イ) 円
㉚ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注26)の少ない方	(29) (イ) 円	(30) (イ) 円	(31) (イ) 円
㉛ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注27)の少ない方	(30) (イ) 円	(31) (イ) 円	(32) (イ) 円
㉜ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注28)の少ない方	(31) (イ) 円	(32) (イ) 円	(33) (イ) 円
㉝ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注29)の少ない方	(32) (イ) 円	(33) (イ) 円	(34) (イ) 円
㉞ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注30)の少ない方	(33) (イ) 円	(34) (イ) 円	(35) (イ) 円
㉟ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注31)の少ない方	(34) (イ) 円	(35) (イ) 円	(36) (イ) 円
㊱ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注32)の少ない方	(35) (イ) 円	(36) (イ) 円	(37) (イ) 円
㊲ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注33)の少ない方	(36) (イ) 円	(37) (イ) 円	(38) (イ) 円
㊳ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注34)の少ない方	(37) (イ) 円	(38) (イ) 円	(39) (イ) 円
㊴ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注35)の少ない方	(38) (イ) 円	(39) (イ) 円	(40) (イ) 円
㊵ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注36)の少ない方	(39) (イ) 円	(40) (イ) 円	(41) (イ) 円
㊶ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注37)の少ない方	(40) (イ) 円	(41) (イ) 円	(42) (イ) 円
㊷ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注38)の少ない方	(41) (イ) 円	(42) (イ) 円	(43) (イ) 円
㊸ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注39)の少ない方	(42) (イ) 円	(43) (イ) 円	(44) (イ) 円
㊹ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注40)の少ない方	(43) (イ) 円	(44) (イ) 円	(45) (イ) 円
㊺ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注41)の少ない方	(44) (イ) 円	(45) (イ) 円	(46) (イ) 円
㊻ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注42)の少ない方	(45) (イ) 円	(46) (イ) 円	(47) (イ) 円
㊼ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注43)の少ない方	(46) (イ) 円	(47) (イ) 円	(48) (イ) 円
㊽ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注44)の少ない方	(47) (イ) 円	(48) (イ) 円	(49) (イ) 円
㊾ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注45)の少ない方	(48) (イ) 円	(49) (イ) 円	(50) (イ) 円
㊿ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注46)の少ない方	(49) (イ) 円	(50) (イ) 円	(51) (イ) 円
㊽ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注47)の少ない方	(50) (イ) 円	(51) (イ) 円	(52) (イ) 円
㊾ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注48)の少ない方	(51) (イ) 円	(52) (イ) 円	(53) (イ) 円
㊿ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注49)の少ない方	(52) (イ) 円	(53) (イ) 円	(54) (イ) 円
㊽ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注50)の少ない方	(53) (イ) 円	(54) (イ) 円	(55) (イ) 円
㊾ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注51)の少ない方	(54) (イ) 円	(55) (イ) 円	(56) (イ) 円
㊿ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注52)の少ない方	(55) (イ) 円	(56) (イ) 円	(57) (イ) 円
㊽ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注53)の少ない方	(56) (イ) 円	(57) (イ) 円	(58) (イ) 円
㊾ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注54)の少ない方	(57) (イ) 円	(58) (イ) 円	(59) (イ) 円
㊿ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注55)の少ない方	(58) (イ) 円	(59) (イ) 円	(60) (イ) 円
㊽ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注56)の少ない方	(59) (イ) 円	(60) (イ) 円	(61) (イ) 円
㊾ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注57)の少ない方	(60) (イ) 円	(61) (イ) 円	(62) (イ) 円
㊿ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注58)の少ない方	(61) (イ) 円	(62) (イ) 円	(63) (イ) 円
㊽ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注59)の少ない方	(62) (イ) 円	(63) (イ) 円	(64) (イ) 円
㊾ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注60)の少ない方	(63) (イ) 円	(64) (イ) 円	(65) (イ) 円
㊿ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注61)の少ない方	(64) (イ) 円	(65) (イ) 円	(66) (イ) 円
㊽ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注62)の少ない方	(65) (イ) 円	(66) (イ) 円	(67) (イ) 円
㊾ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注63)の少ない方	(66) (イ) 円	(67) (イ) 円	(68) (イ) 円
㊿ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注64)の少ない方	(67) (イ) 円	(68) (イ) 円	(69) (イ) 円
㊽ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注65)の少ない方	(68) (イ) 円	(69) (イ) 円	(70) (イ) 円
㊾ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注66)の少ない方	(69) (イ) 円	(70) (イ) 円	(71) (イ) 円
㊿ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注67)の少ない方	(70) (イ) 円	(71) (イ) 円	(72) (イ) 円
㊽ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注68)の少ない方	(71) (イ) 円	(72) (イ) 円	(73) (イ) 円
㊾ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注69)の少ない方	(72) (イ) 円	(73) (イ) 円	(74) (イ) 円
㊿ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注70)の少ない方	(73) (イ) 円	(74) (イ) 円	(75) (イ) 円
㊽ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注71)の少ない方	(74) (イ) 円	(75) (イ) 円	(76) (イ) 円
㊾ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注72)の少ない方	(75) (イ) 円	(76) (イ) 円	(77) (イ) 円
㊿ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注73)の少ない方	(76) (イ) 円	(77) (イ) 円	(78) (イ) 円
㊽ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注74)の少ない方	(77) (イ) 円	(78) (イ) 円	(79) (イ) 円
㊾ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注75)の少ない方	(78) (イ) 円	(79) (イ) 円	(80) (イ) 円
㊿ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注76)の少ない方	(79) (イ) 円	(80) (イ) 円	(81) (イ) 円
㊽ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注77)の少ない方	(80) (イ) 円	(81) (イ) 円	(82) (イ) 円
㊾ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注78)の少ない方	(81) (イ) 円	(82) (イ) 円	(83) (イ) 円
㊿ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注79)の少ない方	(82) (イ) 円	(83) (イ) 円	(84) (イ) 円
㊽ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注80)の少ない方	(83) (イ) 円	(84) (イ) 円	(85) (イ) 円
㊾ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注81)の少ない方	(84) (イ) 円	(85) (イ) 円	(86) (イ) 円
㊿ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注82)の少ない方	(85) (イ) 円	(86) (イ) 円	(87) (イ) 円
㊽ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注83)の少ない方	(86) (イ) 円	(87) (イ) 円	(88) (イ) 円
㊾ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注84)の少ない方	(87) (イ) 円	(88) (イ) 円	(89) (イ) 円
㊿ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注85)の少ない方	(88) (イ) 円	(89) (イ) 円	(90) (イ) 円
㊽ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注86)の少ない方	(89) (イ) 円	(90) (イ) 円	(91) (イ) 円
㊾ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注87)の少ない方	(90) (イ) 円	(91) (イ) 円	(92) (イ) 円
㊿ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注88)の少ない方	(91) (イ) 円	(92) (イ) 円	(93) (イ) 円
㊽ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注89)の少ない方	(92) (イ) 円	(93) (イ) 円	(94) (イ) 円
㊾ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注90)の少ない方	(93) (イ) 円	(94) (イ) 円	(95) (イ) 円
㊿ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注91)の少ない方	(94) (イ) 円	(95) (イ) 円	(96) (イ) 円
㊽ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注92)の少ない方	(95) (イ) 円	(96) (イ) 円	(97) (イ) 円
㊾ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注93)の少ない方	(96) (イ) 円	(97) (イ) 円	(98) (イ) 円
㊿ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注94)の少ない方	(97) (イ) 円	(98) (イ) 円	(99) (イ) 円
㊽ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注95)の少ない方	(98) (イ) 円	(99) (イ) 円	(100) (イ) 円
㊾ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注96)の少ない方	(99) (イ) 円	(100) (イ) 円	(101) (イ) 円
㊿ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注97)の少ない方	(100) (イ) 円	(101) (イ) 円	(102) (イ) 円
㊽ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注98)の少ない方	(101) (イ) 円	(102) (イ) 円	(103) (イ) 円
㊾ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注99)の少ない方	(102) (イ) 円	(103) (イ) 円	(104) (イ) 円
㊿ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注100)の少ない方	(103) (イ) 円	(104) (イ) 円	(105) (イ) 円
㊽ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注101)の少ない方	(104) (イ) 円	(105) (イ) 円	(106) (イ) 円
㊾ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注102)の少ない方	(105) (イ) 円	(106) (イ) 円	(107) (イ) 円
㊿ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注103)の少ない方	(106) (イ) 円	(107) (イ) 円	(108) (イ) 円
㊽ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注104)の少ない方	(107) (イ) 円	(108) (イ) 円	(109) (イ) 円
㊾ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注105)の少ない方	(108) (イ) 円	(109) (イ) 円	(110) (イ) 円
㊿ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注106)の少ない方	(109) (イ) 円	(110) (イ) 円	(111) (イ) 円
㊽ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注107)の少ない方	(110) (イ) 円	(111) (イ) 円	(112) (イ) 円
㊾ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注108)の少ない方	(111) (イ) 円	(112) (イ) 円	(113) (イ) 円
㊿ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注109)の少ない方	(112) (イ) 円	(113) (イ) 円	(114) (イ) 円
㊽ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注110)の少ない方	(113) (イ) 円	(114) (イ) 円	(115) (イ) 円
㊾ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注111)の少ない方	(114) (イ) 円	(115) (イ) 円	(116) (イ) 円
㊿ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注112)の少ない方	(115) (イ) 円	(116) (イ) 円	(117) (イ) 円
㊽ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注113)の少ない方	(116) (イ) 円	(117) (イ) 円	(118) (イ) 円
㊾ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注114)の少ない方	(117) (イ) 円	(118) (イ) 円	(119) (イ) 円
㊿ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注115)の少ない方	(118) (イ) 円	(119) (イ) 円	(120) (イ) 円
㊽ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注116)の少ない方	(119) (イ) 円	(120) (イ) 円	(121) (イ) 円
㊾ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注117)の少ない方	(120) (イ) 円	(121) (イ) 円	(122) (イ) 円
㊿ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注118)の少ない方	(121) (イ) 円	(122) (イ) 円	(123) (イ) 円
㊽ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注119)の少ない方	(122) (イ) 円	(123) (イ) 円	(124) (イ) 円
㊾ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注120)の少ない方	(123) (イ) 円	(124) (イ) 円	(125) (イ) 円
㊿ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注121)の少ない方	(124) (イ) 円	(125) (イ) 円	(126) (イ) 円
㊽ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注122)の少ない方	(125) (イ) 円	(126) (イ) 円	(127) (イ) 円
㊾ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注123)の少ない方	(126) (イ) 円	(127) (イ) 円	(128) (イ) 円
㊿ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注124)の少ない方	(127) (イ) 円	(128) (イ) 円	(129) (イ) 円
㊽ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注125)の少ない方	(128) (イ) 円	(129) (イ) 円	(130) (イ) 円
㊾ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注126)の少ない方	(129) (イ) 円	(130) (イ) 円	(131) (イ) 円
㊿ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注127)の少ない方	(130) (イ) 円	(131) (イ) 円	(132) (イ) 円
㊽ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注128)の少ない方	(131) (イ) 円	(132) (イ) 円	(133) (イ) 円
㊾ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注129)の少ない方	(132) (イ) 円	(133) (イ) 円	(134) (イ) 円
㊿ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注130)の少ない方	(133) (イ) 円	(134) (イ) 円	(135) (イ) 円
㊽ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注131)の少ない方	(134) (イ) 円	(135) (イ) 円	(136) (イ) 円
㊾ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注132)の少ない方	(135) (イ) 円	(136) (イ) 円	(137) (イ) 円
㊿ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注133)の少ない方	(136) (イ) 円	(137) (イ) 円	(138) (イ) 円
㊽ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注134)の少ない方	(137) (イ) 円	(138) (イ) 円	(139) (イ) 円
㊾ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注135)の少ない方	(138) (イ) 円	(139) (イ) 円	(140) (イ) 円
㊿ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注136)の少ない方	(139) (イ) 円	(140) (イ) 円	(141) (イ) 円
㊽ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注137)の少ない方	(140) (イ) 円	(141) (イ) 円	(142) (イ) 円
㊾ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注138)の少ない方	(141) (イ) 円	(142) (イ) 円	(143) (イ) 円
㊿ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注139)の少ない方	(142) (イ) 円	(143) (イ) 円	(144) (イ) 円
㊽ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注140)の少ない方	(143) (イ) 円	(144) (イ) 円	(145) (イ) 円
㊾ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注141)の少ない方	(144) (イ) 円	(145) (イ) 円	(146) (イ) 円
㊿ 居住部分の増改築等に係る借入金等の年率減価(注142)の少ない方	(145) (イ) 円	(146) (イ) 円	(147) (イ) 円
㊽ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年率減価(注143)の少ない方	(146) (イ) 円	(147) (イ) 円	(

令和6年分 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書

[illegible]

令和5年開始年月日 年 月 日	① 宅地に関する事項 ① 取得対価の額 円 ② 取得費用の割合 % ③ 通常地価修正率 %			④ 宅地等に関する事項 ④ 取得対価等の額 円 ⑤ 取得費用の割合 % ⑥ 通常地価修正率 %		
	⑦ 増改築等に関する事項 ⑦ 増改築等の費用の額 円 ⑧ 取得費用の割合 % ⑨ 通常地価修正率 %			⑩ 住宅の区分等		
令和5年5月20日	⑪ 借入金等の年末残高に関する事項 ⑪ 借入金の年末残高の額 円 ⑫ 借入利率等のうち 円 ⑬ 借入元金及び土増等 円			⑭ 借 入 金		

「居住開始年月日」欄の には、該当する区分に応じて次の表のとおり表示されていますが、令和5年入居の方は当該区分の対象となりませんので、控除証明書への表示はされません。

区 分	控除証明書の表示	併記方法
特定取得	(特定)	(特)
特別特定取得・特例取得・ 特別特例取得	(特別特定)	(特特)
特例特別特例取得	(特例特別特例)	(特特特)

【令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿】

区	分	金	額	税	額
給 料 ・ 手 当 等	①	4,380,000	円	③	26,674 円
賞 与 等	④	1,490,000		⑥	23,862
計	⑦	5,870,000		⑧	50,536
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	4,254,400		所得金額調整控除の適用 無 (※ 適用者の場合は⑩に記)	
所得金額調整控除額 ((②-8,300,000円)×10%、マイナスの場合は0)	⑩	0	(100円未満は切り上げ、最高150,000円)		
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後) (⑨-⑩)	⑪	4,254,400			
年 社会保 給与等からの控除分(⑫+⑬)	⑫	836,110		配偶者の合計所得金額	
税料等 申告による社会保険料の控除分	⑬	0		(0 円)	
控除額 申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑭	0		旧長期損害保険料支払額	
生 命 保 険 料 の 控 除 額	⑮			(円)	
地 震 保 険 料 の 控 除 額	⑯	50,000		⑫のうち小規模企業共済等掛金の金額	
配 偶 者 (特 別) 控 除 額	⑰	380,000		(円)	
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑱	380,000		⑬のうち国民年金保険料等の金額	
基 礎 控 除 額	⑲	480,000			
所 得 控 除 額 の 合 計 額 (⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲)	⑳	2,126,110		(円)	
差引課税給与所得金額(⑪-㉑)及び算出所得税額 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	㉑	2,126,000	(1,000円未満は切り捨て)	㉒	115,300
年調所得税額(㉒-㉓、マイナスの場合は0)	㉒			㉓	205,000
年調年税額(㉓×102.1%)	㉓		(100円未満は切り捨て)	㉔	0
差引超過額又は不足額(㉔-㉕)	㉔			㉕	0
	㉕			㉖	50,536

②4-2 90,000 円 ②4-3 0 円 ②4-4 90,000 円

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

[illegible]

(注) 年末調整において3以上の「特定増改築等」住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合には、3回目以降の住宅の取得等についての記載事項は、「(摘要)」欄に記載してください(9ページの28(摘要)の(5)を参照してください。)

配偶者に係る記載例

給

- 与

○「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。

○「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当する場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができます。

○「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(D)～(H)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が⑤又は⑥に該当する場合は、配偶者に係る定額減税の適用を受けることができます。ただし、その配偶者が非居住者である場合を除きます。

○ 配偶者の氏名等

(フリガナ) 配偶者の氏名 コケゼイ ハナコ 国税 花子	配偶者の個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 あぶたに配偶者の住所又は居所がある場合の配偶者の住所又は居所	配偶者の生年月日 男・大 昭和 45 年 1 月 1 日 非居住者である配偶者 生活に二する事実
---	--	--

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	950,000 円	400,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)+(2)の合計額		* 400,000 円

判定	48万円以下かつ年齢70歳以上 (B30.1.1以前生)	(1) 配偶者控除	定額減税対象
	☐ 48万円以下かつ年齢70歳未満	(2)	
決定	☒ 48万円超95万円以下	(3)	
	☐ 95万円超133万円以下	(4)	
区分Ⅱ	②	(上の①～④を記載)	

○ 控除額の計算

区分Ⅱ			
④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」(1)+(2)の合計額)(※印の金額))			
	①	②	③
区分Ⅰ	A 48万円	38万円	38万円
	B 32万円	26万円	26万円
	C 16万円	13万円	13万円
95万円超 100万円以下 36万円 100万円超 110万円以下 31万円 110万円超 120万円以下 26万円 120万円超 125万円以下 21万円 125万円超 130万円以下 16万円 130万円超 133万円以下 11万円 133万円超 140万円以下 6万円 140万円超 150万円以下 3万円			
摘要	配偶者控除 配偶者特別控除		

配偶者控除の額	130,000 円
配偶者特別控除の額	
配偶者定額減税対象	☒

※ (A)～(D)であり、かつ、②である場合はチェック(前住者)で示す。

○ 「配偶者（特別）
控除の額」欄の記載
について

「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づき計算した配偶者控除の額を記載します。

なお、配偶者特別控除の適用を受けた場合は、下段の配偶者特別控除の額を記載します。

○ 「(源泉)控除対象
配偶者の有無等」欄の
記載について

年末調整の適用を受けており、控除対象配偶者を有しているため、「有」に「○」を付します。

(注)配偶者特別控除の対象となる配偶者は控除対象配偶者に該当しませんので記載は不要です。

○ 「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄の記載について

配偶者特別控除の適用を受ける場合も氏名、マイナンバー等を記載しますのでご注意ください。

給

与

- 扶

この申告書は、あなたの前年について扶養控除、障害者控除などの控除を受けようとする人、この申告書に「源泉徴収対象配偶者」障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養する人がいない人、を提出する必要がある人である。そこで所以上から給付の支払を受けている場合には、その申告書の記載に当たっては、裏面の「1 申告についての注意」

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者		住所又は居所		東京都千代田区霞が関△△△																							
受給者番号		(個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2																									
(社職名)		氏名 (フリガナ) コタセイ タロウ																									
氏名		国税 太郎																									
給与支払金額		内		14		400		000		12		300		000		3		599		930		1		092		400	
源泉徴収税額		内		1		092		400																			
給与・賞与		内		14		400		000		12		300		000		3		599		930		1		092		400	
(源泉)控除対象配偶者の有無等		老人		配偶者(特別)控除の額		控除対象(配偶)の扶養親族の数		扶養親族の数のうち		扶養親族の数のうち		扶養親族の数のうち		扶養親族の数のうち		扶養親族の数のうち		扶養親族の数のうち		扶養親族の数のうち		扶養親族の数のうち		扶養親族の数のうち		扶養親族の数のうち	
有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有	
有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有	
有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有	
有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有	
有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有	
有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有	
有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有	
有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有	
有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有	
有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有	
有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有	
有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有	
有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有	
有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有	
有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有	
有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有	
有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有	
有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有	
有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有	
有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有	
有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有	
有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有	
有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有	
有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有	
有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有		有	
有		有																									

同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください（例「氏名（同配）」）。

(3) 年末調整を行っていない場合

- ① 国税太郎は、令和6年7月31日に国税商事株式会社を退職しました。
- ② 国税太郎は、源泉控除対象配偶者である国税花子を有しています。
- ③ 「(摘要)」欄には、定額減税に関する事項を記載する必要はありません。

なお、「源泉徴収税額」欄には、源泉徴収されるべき所得税及び復興特別所得税の相当額から月次減税額を控除した後の実際に源泉徴収した税額の合計額を記載します。

令和6年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等 給与を支払者の 名称(氏名)	国税商事 株式会社	(フリガナ) あなた(氏名)	コタセイ タロウ	あなたの生年月日	昭和 40 年 1 月 1 日	扶 養 控 除 等 申 告 書 の 提 出 (提出している場合は、この欄を空欄でください。)
税務署長 給与を支払者の 法人(個人)番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7	あなたの個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	世帯主の氏名	国税 太郎	
市区町村長 給与を支払者の 所在地(住所)	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	あなたの住所 又は居所	(郵便番号) 〇〇〇-〇〇〇〇 東京都千代田区霞が関△-△	あなたの氏名	本人	
			配偶者の有無	有		

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同 生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなたが障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生にいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ) 氏 名	個人 番 号	あなたとの続柄	生 年 月 日	令和6年中の 所得の見積額	非居住者である親族 生計を一にする事実	住所又は居所	異動月日及び事由 (令和6年中に異動があった場合は、異動月日を記入してください。)
源泉控除対象配偶者 (注1)	コタセイ ハナコ 国税 花子	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		昭和 45 - 1 - 1	300,000		東京都千代田区霞が関△-△	

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所	東京都千代田区霞が関△-△		(受給者番号) (個人番号)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
			(役職名)	経理課長
			氏 名	コタセイ タロウ 国税 太郎
種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	内 2 310 000			29 950
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)	16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)
有 延有		特 定 老 人 其 他	特 別 其 他	非居住者である親族の数
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額	
370 146				
(摘要)				
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護保険料の金額	新個人年金保険料の金額
住宅借入金等特別控除の内訳	住宅借入金等特別控除(区分1)の金額	住宅借入金等特別控除(区分2)の金額	住宅借入金等特別控除(区分3)の金額	住宅借入金等特別控除(区分4)の金額
(源泉・特別)控除対象配偶者	(フリガナ) 氏 名 コタセイ ハナコ 国税 花子	区分	配偶者の合計所得	300,000
個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		基礎控除の額	
1 (フリガナ) 氏 名		区分		
2 (フリガナ) 氏 名		区分		
3 (フリガナ) 氏 名		区分		
4 (フリガナ) 氏 名		区分		
5 (フリガナ) 氏 名		区分		
6 (フリガナ) 氏 名		区分		
7 (フリガナ) 氏 名		区分		
8 (フリガナ) 氏 名		区分		
9 (フリガナ) 氏 名		区分		
10 (フリガナ) 氏 名		区分		
11 (フリガナ) 氏 名		区分		
12 (フリガナ) 氏 名		区分		
13 (フリガナ) 氏 名		区分		
14 (フリガナ) 氏 名		区分		
15 (フリガナ) 氏 名		区分		
16 (フリガナ) 氏 名		区分		
17 (フリガナ) 氏 名		区分		
18 (フリガナ) 氏 名		区分		
19 (フリガナ) 氏 名		区分		
20 (フリガナ) 氏 名		区分		
21 (フリガナ) 氏 名		区分		
22 (フリガナ) 氏 名		区分		
23 (フリガナ) 氏 名		区分		
24 (フリガナ) 氏 名		区分		
25 (フリガナ) 氏 名		区分		
26 (フリガナ) 氏 名		区分		
27 (フリガナ) 氏 名		区分		
28 (フリガナ) 氏 名		区分		
29 (フリガナ) 氏 名		区分		
30 (フリガナ) 氏 名		区分		
31 (フリガナ) 氏 名		区分		
32 (フリガナ) 氏 名		区分		
33 (フリガナ) 氏 名		区分		
34 (フリガナ) 氏 名		区分		
35 (フリガナ) 氏 名		区分		
36 (フリガナ) 氏 名		区分		
37 (フリガナ) 氏 名		区分		
38 (フリガナ) 氏 名		区分		
39 (フリガナ) 氏 名		区分		
40 (フリガナ) 氏 名		区分		
41 (フリガナ) 氏 名		区分		
42 (フリガナ) 氏 名		区分		
43 (フリガナ) 氏 名		区分		
44 (フリガナ) 氏 名		区分		
45 (フリガナ) 氏 名		区分		
46 (フリガナ) 氏 名		区分		
47 (フリガナ) 氏 名		区分		
48 (フリガナ) 氏 名		区分		
49 (フリガナ) 氏 名		区分		
50 (フリガナ) 氏 名		区分		
51 (フリガナ) 氏 名		区分		
52 (フリガナ) 氏 名		区分		
53 (フリガナ) 氏 名		区分		
54 (フリガナ) 氏 名		区分		
55 (フリガナ) 氏 名		区分		
56 (フリガナ) 氏 名		区分		
57 (フリガナ) 氏 名		区分		
58 (フリガナ) 氏 名		区分		
59 (フリガナ) 氏 名		区分		
60 (フリガナ) 氏 名		区分		
61 (フリガナ) 氏 名		区分		
62 (フリガナ) 氏 名		区分		
63 (フリガナ) 氏 名		区分		
64 (フリガナ) 氏 名		区分		
65 (フリガナ) 氏 名		区分		
66 (フリガナ) 氏 名		区分		
67 (フリガナ) 氏 名		区分		
68 (フリガナ) 氏 名		区分		
69 (フリガナ) 氏 名		区分		
70 (フリガナ) 氏 名		区分		
71 (フリガナ) 氏 名		区分		
72 (フリガナ) 氏 名		区分		
73 (フリガナ) 氏 名		区分		
74 (フリガナ) 氏 名		区分		
75 (フリガナ) 氏 名		区分		
76 (フリガナ) 氏 名		区分		
77 (フリガナ) 氏 名		区分		
78 (フリガナ) 氏 名		区分		
79 (フリガナ) 氏 名		区分		
80 (フリガナ) 氏 名		区分		
81 (フリガナ) 氏 名		区分		
82 (フリガナ) 氏 名		区分		
83 (フリガナ) 氏 名		区分		
84 (フリガナ) 氏 名		区分		
85 (フリガナ) 氏 名		区分		
86 (フリガナ) 氏 名		区分		
87 (フリガナ) 氏 名		区分		
88 (フリガナ) 氏 名		区分		
89 (フリガナ) 氏 名		区分		
90 (フリガナ) 氏 名		区分		
91 (フリガナ) 氏 名		区分		
92 (フリガナ) 氏 名		区分		
93 (フリガナ) 氏 名		区分		
94 (フリガナ) 氏 名		区分		
95 (フリガナ) 氏 名		区分		
96 (フリガナ) 氏 名		区分		
97 (フリガナ) 氏 名		区分		
98 (フリガナ) 氏 名		区分		
99 (フリガナ) 氏 名		区分		
100 (フリガナ) 氏 名		区分		
101 (フリガナ) 氏 名		区分		
102 (フリガナ) 氏 名		区分		
103 (フリガナ) 氏 名		区分		
104 (フリガナ) 氏 名		区分		
105 (フリガナ) 氏 名		区分		
106 (フリガナ) 氏 名		区分		
107 (フリガナ) 氏 名		区分		
108 (フリガナ) 氏 名		区分		
109 (フリガナ) 氏 名		区分		
110 (フリガナ) 氏 名		区分		
111 (フリガナ) 氏 名		区分		
112 (フリガナ) 氏 名		区分		
113 (フリガナ) 氏 名		区分		
114 (フリガナ) 氏 名		区分		
115 (フリガナ) 氏 名		区分		
116 (フリガナ) 氏 名		区分		
117 (フリガナ) 氏 名		区分		
118 (フリガナ) 氏 名		区分		
119 (フリガナ) 氏 名		区分		
120 (フリガナ) 氏 名		区分		
121 (フリガナ) 氏 名		区分		
122 (フリガナ) 氏 名		区分		
123 (フリガナ) 氏 名		区分		
124 (フリガナ) 氏 名		区分		
125 (フリガナ) 氏 名		区分		
126 (フリガナ) 氏 名		区分		
127 (フリガナ) 氏 名		区分		
128 (フリガナ) 氏 名		区分		
129 (フリガナ) 氏 名		区分		
130 (フリガナ) 氏 名		区分		
131 (フリガナ) 氏 名		区分		
132 (フリガナ) 氏 名		区分		
133 (フリガナ) 氏 名		区分		
134 (フリガナ) 氏 名		区分		
135 (フリガナ) 氏 名		区分		
136 (フリガナ) 氏 名		区分		
137 (フリガナ) 氏 名		区分		
138 (フリガナ) 氏 名		区分		
139 (フリガナ) 氏 名		区分		
140 (フリガナ) 氏 名		区分		
141 (フリガナ) 氏 名		区分		
142 (フリガナ) 氏 名		区分		
143 (フリガナ) 氏 名		区分		
144 (フリガナ) 氏 名		区分		
145 (フリガナ) 氏 名		区分		
146 (フリガナ) 氏 名		区分		
147 (フリガナ) 氏 名		区分		
148 (フリガナ) 氏 名		区分		
149 (フリガナ) 氏 名		区分		
150 (フリガナ) 氏 名		区分		
151 (フリガナ) 氏 名		区分		
152 (フリガナ) 氏 名		区分		
153 (フリガナ) 氏 名		区分		
154 (フリガナ) 氏 名		区分		
155 (フリガナ) 氏 名		区分		
156 (フリガナ) 氏 名		区分		
157 (フリガナ) 氏 名		区分		
158 (フリガナ) 氏 名		区分		
159 (フリガナ) 氏 名		区分		
160 (フリガナ) 氏 名		区分		
161 (フリガナ) 氏 名		区分		
162 (フリガナ) 氏 名		区分		
163 (フリガナ) 氏 名		区分		
164 (フリガナ) 氏 名		区分		
165 (フリガナ) 氏 名		区分		
166 (フリガナ) 氏 名		区分		
167 (フリガナ) 氏 名		区分		
168 (フリガナ) 氏 名		区分		
169 (フリガナ) 氏 名		区分		
170 (フリガナ) 氏 名		区分		
171 (フリガナ) 氏 名		区分		
172 (フリガナ) 氏 名		区分		
173 (フリガナ) 氏 名		区分		
174 (フリガナ) 氏 名		区分		
175 (フリガナ) 氏 名		区分		
176 (フリガナ) 氏 名		区分		
177 (フリガナ) 氏 名		区分		
178 (フリガナ) 氏 名		区分		
179 (フリガナ) 氏 名		区分		
180 (フリガナ) 氏 名		区分		
181 (フリガナ) 氏 名		区分		
182 (フリガナ) 氏 名		区分		
183 (フリガナ) 氏 名		区分		
184 (フリガナ) 氏 名		区分		
185 (フリガナ) 氏 名		区分		
186 (フリガナ) 氏 名		区分		
187 (フリガナ) 氏 名		区分		
188 (フリガナ) 氏 名		区分		
189 (フリガナ) 氏 名		区分		
190 (フリガナ) 氏 名		区分		
191 (フリガナ) 氏 名		区分		
192 (フリガナ) 氏 名		区分		
193 (フリガナ) 氏 名		区分		
194 (フリガナ) 氏 名		区分		
195 (フリガナ) 氏 名		区分		
196 (フリガナ) 氏 名		区分		
197 (フリガナ) 氏 名		区分		
198 (フリガナ) 氏 名		区分		
199 (フリガナ) 氏 名		区分		
200 (フリガナ) 氏 名		区分		
201 (フリガナ) 氏 名		区分		
202 (フリガナ) 氏 名		区分		
203 (フリガナ) 氏 名		区分		
204 (フリガナ) 氏 名		区分		
205 (フリガナ) 氏 名		区分		
206 (フリガナ) 氏 名		区分		
207 (フリガナ) 氏 名		区分		
208 (フリガナ) 氏 名		区分		
209 (フリガナ) 氏 名		区分		
210 (フリガナ) 氏 名		区分		
211 (フリガナ) 氏 名		区分		
212 (フリガナ) 氏 名		区分		
213 (フリガナ) 氏 名		区分		
214 (フリガナ) 氏 名		区分		
215 (フリガナ) 氏 名		区分		
216 (フリガナ) 氏 名		区分		
217 (フリガナ) 氏 名		区分		
218 (フリガナ)<				